

大和市立緑野小学校 P T A 細則

第1条 学年広報委員会

1. 構成 各学年より選出された委員と教職員により構成する。
2. 目的 子ども達が健全に成長するよう保護者と教職員が協力して、学校生活や家庭生活の充実向上をはかり、また会員相互の意識を高めて信頼を深めることとする。
3. 活動 ① 学年広報委員会は本部役員と連絡をとり、委員長がこれを召集し、事業計画は運営委員会の承認を得て行う。また、適宜本部からの依頼に協力する。
② 必要に応じて広報誌等の発行をする。広く会員に知らせる内容を目指し、特定の宗派を支持したり、支援したり、営利を目的とする記事に触れることなく的確な情報を提供する。

第2条 成人指名委員会

1. 構成 6年生を除く各学年より選出された委員と教職員により構成する。
2. 目的 自主性のある会員意識を高め家庭教育の向上をはかり会員相互の交流を深めることを目指す。また、指名活動では、責任をもって次年度の本部役員と会計監査委員を選出する。
3. 活動 ① 成人指名委員会は本部役員と連絡をとり委員長がこれを召集する。事業計画は運営委員会の承認を得て行う。また、適宜本部からの依頼に協力する。
② 必要に応じて、講習会等の開催、厚生面の充実をはかる。
③ 本部役員および会計監査委員の候補者を選出し、本人の内諾を得る。
④ 総会で本部役員、会計監査委員を報告する。

第3条 校外委員会

1. 構成 各地区より選出された委員と教職員により構成する。
(会員数50名以下2名、50名以上3名を目安)
2. 目的 ・学校と地域、家庭への連絡調整に努める。
・子ども達の登下校の交通安全に務め、学校外における生活の指導、地域の教育環境の改善充実をはかる。
3. 活動 ① 校外委員会は本部役員と連絡をとり委員長がこれを召集し、事業計画は運営委員会の承認を得て行う。また、適宜本部からの依頼に協力する。

- ② 対外活動において、委員会内で協力し参加する。

第4条 特別委員会（バレーボール委員会・ふれあい祭委員会）

特別委員会は必要に応じて運営委員会の承認を得て発足・解散をする。また、委員は会長が委託し、適宜本部からの依頼に協力する。

第5条 委員選出方法

- ① 校外委員会は地区会で承認を受け、各地区より選出する。
- ② その他の委員は、PTAカードをもとに選出する。

第6条 委員会開催会場

- ① 委員会を開催する場合、会場は学校を使用することを原則とする。
- ② 学校以外で開催する場合、三役が本部に報告する。

第7条 慶弔

- ① 教職員が結婚したときは、祝い金を贈る。
- ② 会員または児童が死亡したときは、香典を贈り弔意をあらわす。
- ③ 教職員が退職したときは、記念品を贈り謝意をあらわす。

第8条 会計（転出入生の会費について）

- ① 年度途中で会員資格を失った場合、当月までの会費を月割りして清算する。
- ② 年度途中で会員資格を得た場合、翌月からの会費を月割りで納入する。

昭和60年 3月 7日改正
昭和63年 1月14日改正
平成 8年 6月 3日改正
平成10年 3月 7日改正
平成10年 5月 6日改正
平成10年 6月 4日改正
平成14年 5月18日改正
平成16年 1月10日改正
平成25年 2月21日改正

平成29年10月 5日改正
令和 2年 2月 6日改正
令和 4年 1月13日改正
令和 4年 5月23日改正
令和 5年12月11日改正